

公明党
社会保障制度調査会・地域共生社会推進本部
合同団体ヒアリング

『介護現場の現状と課題』

～介護分野における更なる賃上げと物価高への対策を～

全国介護事業者政治連盟
会長 久野義博



一般社団法人

全国介護事業者連盟
理事長 斉藤正行

令和7年5月13日（火）

当団体について

法人形態

一般社団法人

法人名

全国介護事業者連盟

設立年月日

2018年6月

本部所在地

東京都千代田区麹町4丁目

代表者

斉藤正行

介護・障害福祉事業者による横断的(法人・サービス種別)組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする。

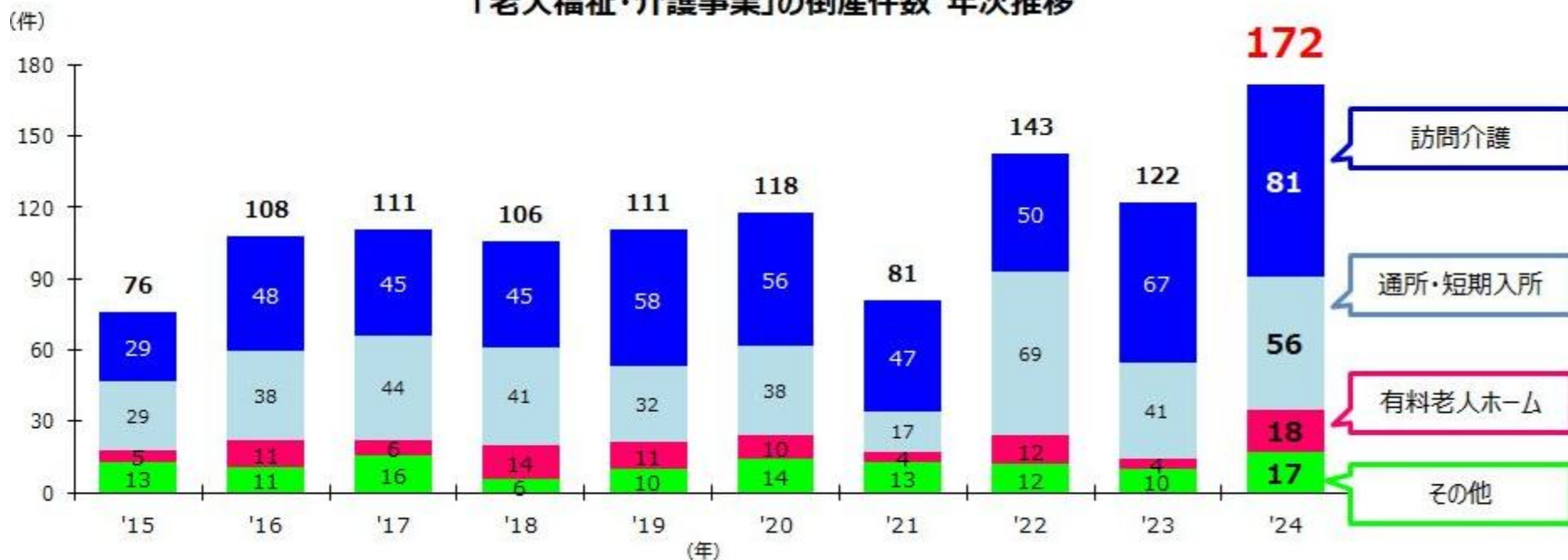
介護・障害福祉事業者会員数 : 6,040社 36,849事業所

介護:23,255事業所 障害:13,594事業所

※令和7年5月現在 2

2024年「介護事業者」 倒産が過去最多の172件 「訪問介護」が急増

「老人福祉・介護事業」の倒産件数 年次推移

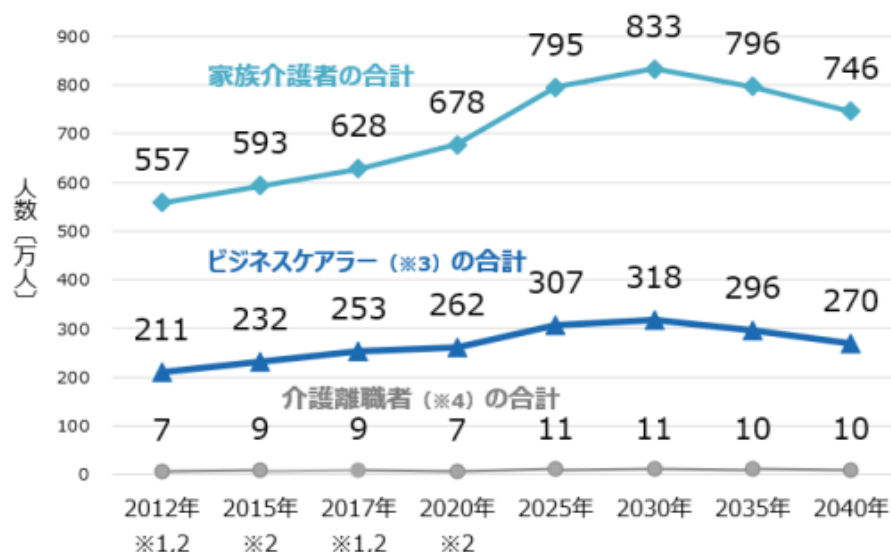


介護サービスの崩壊によって仕事と介護の両立が困難に 労働生産性の低下や介護離職の増加を招く

仕事と介護の両立支援の必要性

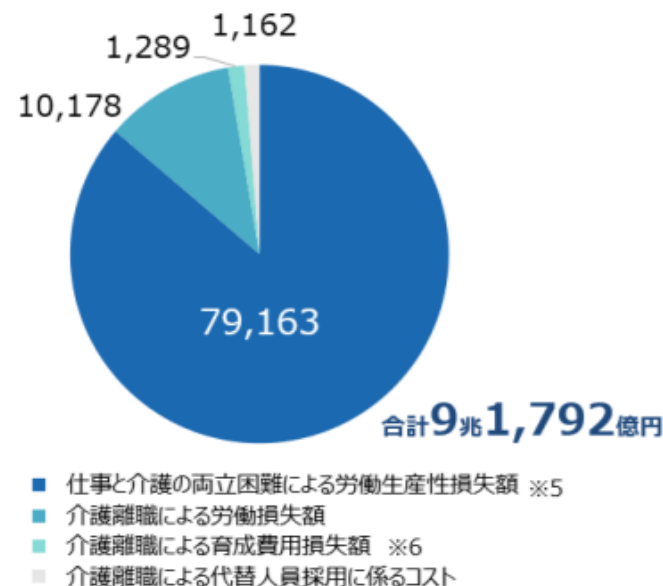
- 生産年齢人口の減少が続く中で、ビジネスケアラー（仕事をしながら家族等の介護に従事する者）の数は増加傾向であり、介護に起因した労働総量や生産性の減少が日本の労働損失に有する影響は甚大。
- ビジネスケアラー発生による経済損失額は2030年時点で約9兆円に迫る

家族介護者・ビジネスケアラー・介護離職者の人数の推移



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」、総務省統計局「就業構造基本調査（平成24年、平成29年）」、厚生労働省「雇用動向調査（平成25年～令和3年）」
※1 2012年及び2017年の家族介護者・ビジネスケアラーの数は就業構造基本調査結果より ※2 2012～2020年の介護離職者数は雇用動向調査結果より ※3 就業構造基本調査における有業者のうち「仕事しながら介護に従事する者」をビジネスケアラーとして定義している。有業者全体（仕事は従事者を含む）まで広げた場合には、2030年時点で438万人と推計される。今後、女性の社会進出や高齢者の雇用促進等に伴い、数値はさらに上振れる可能性もある。 ※4 介護離職者数の将来推計は、厚生労働省「雇用動向調査（平成29年～令和3年）」をもとに算出したものであり、将来的な施策効果等は加味していない。
その他の推計値は、各調査における年齢階層別人口割合と将来推計人口の掛け合わせにより算出。

2030年における経済損失（億円）の推計



（出所）経済産業省「2022年経済産業省企業活動基本調査速報（2021年度実績）調査結果の概要」、産労総合研究所「教育研修費の実態調査における2017～2021年の一人あたり研修費（5年平均）」、株式会社リクルートキャリア就職みらい研究所「就職白書2020」より日本総研作成
※5 ビジネスケアラーの生産性損失は、経済産業省委託調査（日本総研）「介護をしながら働いている方に向けたWEBアンケート調査」（n=2,100）の結果を基に算出（＝約27.5%） ※6 介護離職者の勤続年数は、大卒年齢である22歳から、雇用動向調査において最も人数が多い55～59歳階層の中央となる57歳まで勤続した場合の年数（＝35年）と仮定。

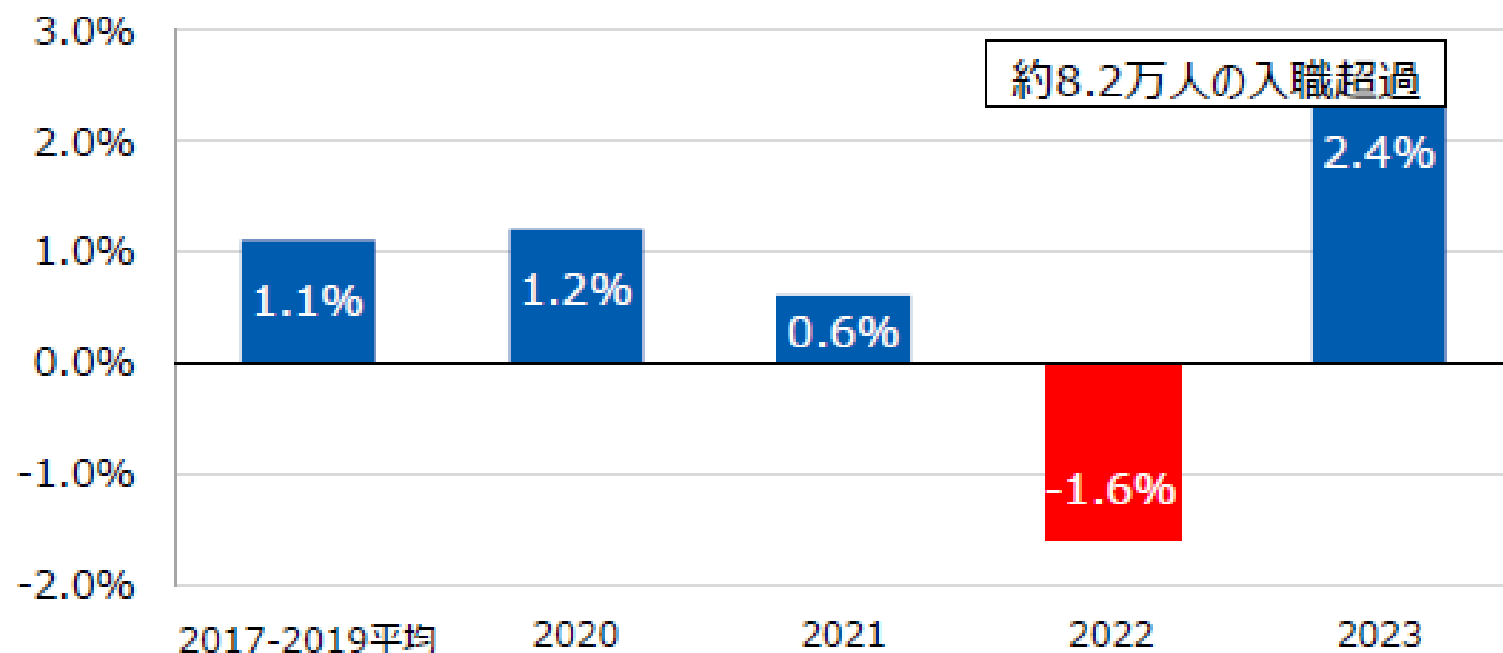
介護と仕事の両立実現に向けては、職場・上司の理解が不足していることや、両立体制構築に当たっての初動支援が手薄なこと、介護保険サービス単体ではカバー範囲が限定的であること等が課題として挙げられ、従業員個人のみでは十分な対応が困難な状況

入職超過率が調査来で初のマイナス！

※2023年度はプラスに改善

2023年度介護職員が212万人(2万9千人減少)

◆介護等分野の入職超過率（入職率－離職率）の推移



（出所）厚生労働省「雇用動向調査」より作成

（注）「介護等分野」は、「社会保険・社会福祉・介護事業」

介護職員の給与は4.6%増加

しかしながら2年分の加算額全額を2024年度分の賃金改善に充てている事業者が8割

令和6年度介護従事者処遇状況等調査結果のポイント（案）

- 介護職員等処遇改善加算を取得している施設・事業所における介護職員（月給・常勤の者）の基本給等^{※1}について、令和5年度と令和6年度を比較すると11,130円の増（+4.6%）となっている。
- また、平均給与額^{※2}については、令和5年度と令和6年度を比較すると13,960円の増（+4.3%）となっている。

介護職員等処遇改善加算取得	令和5年9月	令和6年9月	差 額
基 本 給 等（月給・常勤の者）	242,680円	253,810円	+11,130円
平 均 給 与 額	324,240円	338,200円	+13,960円

※1 基本給等 = 基本給（月額） + 手当のうち毎月決まって支払われる手当（通勤手当、扶養手当、超過労働給与額等は含まない。）

※2 平均給与額 = 基本給（月額） + 手当 + 一時金（4～9月の支給金額の1/6。賞与等含む。）

※3 金額は10円未満を四捨五入している。

※4 調査対象となった施設・事業所に、令和5年度と令和6年度ともに在籍している介護職員について比較している。

令和6年度の加算の取得状況	本調査(R6.9時点)	参考)介護給付費等実態統計
介護職員等処遇改善加算（新加算）	95.5%	95.1% ※
① 新加算Ⅰ	45.7%	42.3% ※
② 新加算Ⅱ	32.2%	36.0% ※
③ 新加算Ⅲ	11.8%	11.1% ※
④ 新加算Ⅳ	2.6%	2.6% ※
⑤ 新加算Ⅴ（経過措置）	3.2%	3.1% ※

※ 介護給付費等実態統計による特別集計（直近である令和6年9月サービス提供分）

加算額の一部の令和7年度への繰越状況	
加算額の一部を令和7年度に繰り越した（予定）	14.3%
加算の全額を令和6年度分の賃金改善に充てた（予定）	80.7%

介護職員等処遇改善加算の届出を行わない理由 （複数回答） ※上位4つを掲載	
事務作業が煩雑	39.6%
利用者負担の発生	22.4%
算定要件を達成できない	22.1%
届出に必要な事務を行える職員がいない	22.0%

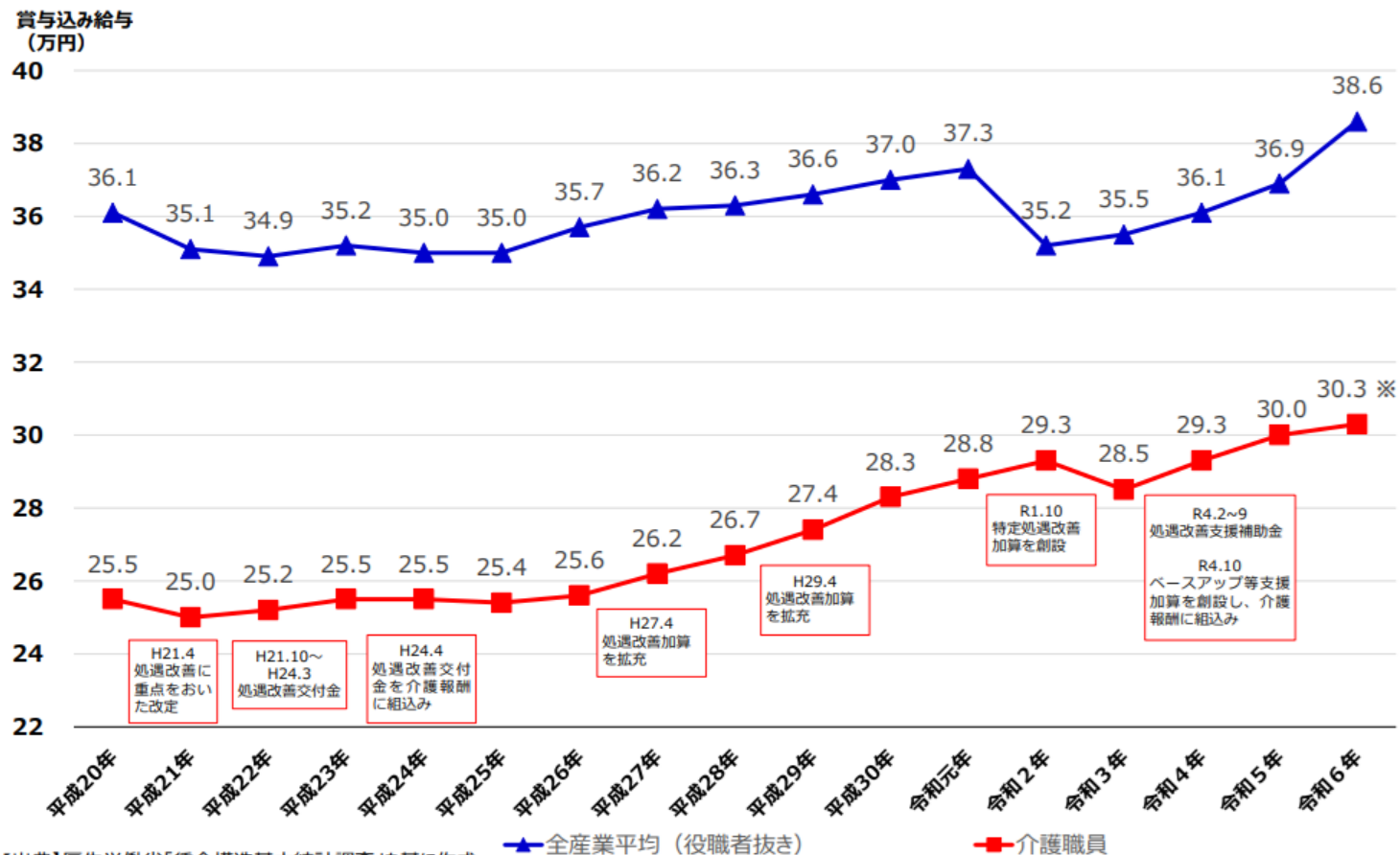
賃金改善の実施方法（複数回答）	
ベースアップ等により対応	59.8%
定期昇給	43.6%
各種手当の新設	17.8%
既存の各種手当の引き上げ	24.4%
賞与等の引き上げまたは新設	33.1%

給与等の引き上げの対象者（複数回答）	
施設・事業所の職員全員	58.2%
調査対象サービスの介護従事者全員	14.1%
調査対象サービスの介護職員全員	10.7%
何らかの要件に該当した調査対象サービスの介護従事者	15.6%

介護職員以外に配分した職員の範囲（複数回答） ※上位5つを掲載	
看護職員	51.9%
生活相談員・支援相談員	50.8%
事務職員	37.9%
P T・O T・S T又は機能訓練指導員	34.3%
介護支援専門員	32.8%

全産業平均と介護職の賃金差は月額8.3万円に！ さらに差が拡大している

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

※1 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。
※2 令和6年度介護報酬改定における処遇改善加算の見直しは昨年6月施行（事業者への支払いは8月以降）

要望事項

- ①事業者の持続可能な経営基盤確立への支援
- ②介護従事者の処遇を他産業の水準以上への引き上げ

①事業者の持続可能な経営基盤確立への支援

長引く物価高騰の影響により、すべての事業者が疲弊している中、人件費はもとより燃料費・光熱費に加えて食材費の増は介護サービス全般に係る経費を圧迫しています。

2024年の介護事業者の倒産は過去最高となり、中でも令和6年度介護報酬改定で基本報酬が引き下げられた訪問介護事業者の倒産件数増加が顕著となっています。

基本報酬削減の影響は明らかであることから、すべてのサービス種別において持続可能な制度設計並びに報酬体系の見直しを改めてお願いいたします。

先般、石破茂首相は介護分野での人材確保に向け、特定の産業に適用される「特定最低賃金」の導入を検討する考えを示されています。処遇改善を進めるための総合的な支援の一環として、事業者の人件費負担増への対策を十分にご検討くださいますようお願いいたします。

また、福祉医療機構(WAM)のコロナ融資の返済が令和7年度から本格化することを受け、現状の事業者の危機的状況に鑑み一定の要件緩和等について協議の余地を頂けますよう要望いたします。

②介護従事者の処遇を他産業の水準以上への引き上げ

令和6年度介護報酬改定で創設された新たな介護職員等処遇改善加算の取得によって、令和6年9月末時点で介護職員の月額給与は1万1,130円の増となっています。

しかしながら、本来2024～2025年度に充てるべき加算の全額を2024年度分に充てている事業者が8割となっており、大多数の事業者が2025年度分の処遇改善に係る原資確保の課題に直面しています。

令和5年に6.9万円の差であった全産業平均と介護職の月額賃金は令和6年に8.3万円まで拡大しました。

すでに他産業との賃金差がより拡大している中で、2025年度分の処遇改善がなされない場合、介護業界からの人材流出が加速し、再度入職超過率がマイナスに転じることが危惧されます。

また、2024年度補正予算で交付された補助金による賃上げ等の支援については、2025年6月までの財源確保であることから、7月以降の継続性のある対策が急務です。

令和9年度介護報酬改定を待たずに、介護従事者の処遇を他産業の水準以上に引き上げるための財源措置を要望いたします。